

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和4年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20220202	岐阜交通東部株式会社(法人番号9200002001439) 代表者石井靖治	岐阜県岐阜市東鶉3丁目17番1号	本社営業所	岐阜県岐阜市東鶉3丁目17-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和4年1月27日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	0	0
2 20220215	三重名鉄タクシー株式会社(法人番号9190001010582) 代表者水野潔	三重県松阪市末広町1丁目240番地1	伊勢営業所	三重県伊勢市大世古2丁目8番31号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年1月14日及び令和4年1月17日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
3 20220221	有限会社根尾タクシー(法人番号3200002009677) 代表者坂下裕久	岐阜県本巣市根尾樽見622番地7号	本社営業所	岐阜県本巣市根尾樽見622番地7号	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和3年11月30日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	2	2
4 20220225	大橋タクシー株式会社(法人番号2180001078693) 代表者大橋堅三	愛知県瀬戸市城屋敷町1番地	本社営業所	愛知県瀬戸市城屋敷町1番地	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和3年10月13日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務員台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)無登録運転者の乗務(タクシー業務適正化特別措置法第3条)、(8)運転者証等類似不正表示禁止違反(タクシー業務適正化特別措置法第47条)	16	16
5 20220225	大喜自動車株式会社(法人番号9210001009820) 代表者石田秀雄	福井県大野市天神町3番地22号	本社営業所	福井県大野市天神町3-22	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和4年1月25日及び令和4年2月2日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(4)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和4年2月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20220225	敦賀海陸運輸株式会社(法人番号8210001010845) 代表者有馬義一	福井県敦賀市桜町2番地10号	長沢営業所	福井県敦賀市津内63号上7ヶ3番地3	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和4年1月31日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(6)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。